

令和7年度 佐久市立国保浅間総合病院医事業務等
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和7年度佐久市立国保浅間総合病院医事業務等を実施するにあたって、その委託契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、佐久市立国保浅間総合病院医事業務等委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル参加要領の承認に関する事
- (2) プロポーザルの審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員9人で組織する。

非公表

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日からプロポーザルの審査の終了日までとする。

(委員長)

第5条 審査委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、医事課 医事係において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

(その他)

第10条 本業務に関して提案事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和6年8月16日から施行する